

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 9 月 17 日（火）第2941号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

○収去飼料の試験結果の公表

（畜産課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第1002号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成25年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成25年 9 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
志 布 志 飼 料（株） 志布志工場（志布志市）	出水運輸センター（株） （出水市）	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏スタートC	平成 25.6	重金属－カドミウム	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏後期飼料	25.6	重金属－カドミウム	無
		同上	まるとは印配合飼料赤鶏仕上	25.6	重金属－カドミウム	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合は、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要											違反の内容	
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	TDN	ME		その他の検査（水分）
（株）ヒガシマル 鹿児島工場（鹿児島市）	同左	桜皇LCP-1	平成 25.5	% 47.0	% 12.8	% 1.9	% 15.7	% 3.88	% 1.53	% -	% -	% -	% -	kcal/kg -	% 6.9	
		バイタルブロン育成用	25.3	54.3	12.1	2.6	17.7	4.32	1.50	-	-	-	-	-	10.5	
日本農産工業（株） 志布志工場（志布志市）	同左	ノーサン印ブロイラー肥育後期用配合飼料Eプロ仕上	25.6	19.7	9.0	2.8	4.9	0.82	0.55	-	-	-	-	3,280	12.5	

		ノーサン印 ブロイラー 肥育後期用 配合飼料新 ノーサン中 期H	25.6	21.3	8.3	3.4	6.2	1.26	0.68	-	-	-	-	3,130	12.0
		ノーサン印 子豚育成用 配合飼料エ コスパート	25.6	15.8	4.4	3.5	4.4	0.79	0.47	-	-	-	78.0	-	12.0
		ノーサン印 肉牛繁殖用 配合飼料き りしま繁殖 用	25.5	13.9	3.3	6.1	6.1	0.90	0.65	-	-	-	70.0	-	12.8
ニチモウ (株) 鹿児島工場 (志布志市)	同左	ニチモウ印 海産魚育成 用配合飼料 ニチモウペ スカHF	25.5	41.5	29.1	0.9	10.7	3.22	1.54	-	-	-	-	-	6.9
中部飼料 (株) 志布志工場 (志布志市)	同左	マル中印成 鶏飼育用配 合飼料こっ こ種鶏18	25.6	19.1	5.4	3.2	12.9	4.22	0.62	-	-	-	-	2,850	11.1
		マル中印ブ ロイラー肥 育後期用配 合飼料プロ 後期	25.6	19.7	9.7	3.6	4.8	0.89	0.58	-	-	-	-	3,250	11.6
		マル中印肉 豚肥育用配 合飼料サン ニクB	25.6	15.7	2.9	2.9	4.0	0.62	0.37	-	-	-	76.0	-	13.4
		マル中印肉 豚肥育用配 合飼料肉豚 UPペレ	25.6	14.7	3.9	3.0	3.8	0.57	0.51	-	-	-	77.0	-	11.9
		マル中印肉 用牛肥育用 配合飼料お かちゃん	25.6	13.2	3.1	5.2	3.8	0.18	0.54	-	-	-	73.0	-	12.5
マルイ食品 (株) 野田工場 (出水市)	同左	チキンミ ール	25.6	62.2	-	-	20.2	-	-	-	-	-	-	-	8.0

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合はその成分の過不足量（絶対量）を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。